

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R5.7.31）

No	分類	ご質問	回答
1	費用関連	現在、J-LISのシステムを利用して住民票等のコンビニ交付を行っており、コンビニ交付運営負担金（人口3～5万人）は予算化されております。今後、クラウド型被災者支援システムを導入した場合、平常時の運用費用はクラウド型被災者支援システム手数料のみということでしょうか。	説明会資料の「クラウド型被災者支援システム利用料」が運用費用となります。
2	費用関連	導入にあたる費用について教えてください。すでにJ-LISの住民票等をコンビニで発行するシステムを導入済みの場合、クラウド型被災者支援システムを新たに導入する場合にはシステム構築費用として住民情報システムベンダへのシステム改修等が必要とのことですが、この住民情報システムベンダ以外に、J-LISにはどのような導入費用がありますか。	導入費用として当機構にお支払いいただく費用はございません。
3	費用関連	今後、例えば利用する市町村が増えることでスケールメリットがあると思いますが、そういったことでランニングコストが下がる見込みはありますか。	現在都道府県単位での割引措置をご用意しております。詳細につきましては、説明会資料17ページをご覧ください。 スケールメリットによるランニングコストの低減については今後の検討課題とさせていただきます。
4	費用関連	パターンA、Bにかかわらず、既存のコンビニ交付システムを使う場合、罹災証明書、住民票の写し、印鑑証明書等のコンビニ交付委託手数料は1通あたり117円で、パターンAのBCLによる証明書等の交付は1通あたり180円かかるという理解でよかったですでしょうか。	パターンA、Bに関わらず、BCLコンビニ交付のご利用の有無によって料金が変わります。 BCL以外のコンビニ交付の場合、コンビニ事業者への委託料として1通あたり117円をいただいております。 BCLのコンビニ交付の場合、コンビニ事業者への委託料1通あたり117円と併せてBCLの利用料として1通あたり180円をいただいております。（BCLを利用したコンビニ交付の場合、交付可能証明書は住民票・印鑑登録証明書・各種税証明書のみ。）
5	費用関連	システム整備に必要な費用や連携サーバーの構築、既存の住基システムを改修する費用を試算する方法はありますか。	J-LISがBOSにて公開しているインターフェース仕様書等を基に、住基ベンダ様などにお見積りをご依頼ください。
6	費用関連	令和7年以降もシステム運用保守等の利用料や初期費用は変わらないでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの利用料につきまして、今のところ変更の予定はございません。初期費用につきましては、各団体の住基ベンダ様によって異なります。
7	導入関連	第2回説明会の質疑応答集の中で、LGWAN-ASPで簡易なデモ環境を構築する予定とのことでしたが、その後の状況はいかがでしょうか。	現状のデモについてはオンラインによるご説明、もしくは現地にデモ機をお持ちして操作していただくことを想定しております。 各団体様へのアカウントの払い出しについては準備が整い次第別途ご連絡させていただきます。
8	導入関連	災害救助法関連の手続きはどこまで対応が可能でしょうか。	災害救助法関連の手続きにつきましては、被災者台帳において世帯ごとに「その他の支援認定情報」の大項目を設けており、「生活必須品の給付」、「学用品現物支給」、「衣料の給付」、「食料の給付」、「住宅の応急修理」、「公営住宅等入居」のチェックボックスによって支援の有無の管理が可能となっております。 また、その他の項目については、任意の項目の追加ができるユーザー定義台帳上に災害救助法の救助項目を追加いただくことで、管理が可能となっております。
9	導入関連	地方財政措置を令和7年度以降も継続する予定はありますか。	現在、緊急防災・減災事業債、特別交付税措置、普通交付税は令和7年度までの措置期間となっております。継続等の情報について、内閣府に情報が入りましたら、随時お知らせいたします。
10	導入関連	本システムの導入有無により行政サービスのムラが発生しうと考えます。全国の自治体が使えようになれば利便性が上がると説明されていますが、全国統一のシステムとして、国が一元的に導入をし、各市町村にライセンスを配布することはありますか。	クラウド型被災者支援システムは、各市町村の被災者支援業務の効率化を進めるため構築されたものですが、各市町村の規模、想定する災害や運用等によって必要となる情報システムが異なることが考えられるため、本システムの導入を義務付ける予定はありません。よって、ライセンスを配布することは現時点では想定しておりません。 また、国としては、本システムがより多くの自治体に普及することが自治体間の応援受援や被災者支援業務の全体的な底上げになると考えており、普及促進のために、地方財政措置をはじめとする財政支援を行っています。
11	導入関連	これまで行われてきた事務に対し、機能が多岐に渡り、オーバースペックで高額なシステムを構築しているように見えますが、いかがでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの機能（ソフトウェア）の開発費は内閣府で負担しており、各市町村にご負担いただく費用は、クラウド環境や通信環境等の使用料（いわゆるインフラ使用料）となります。 このため、「機能が多岐に渡っているからオーバースペックで高額である」という訳ではなく、「多岐に渡る機能をインフラ使用料のご負担だけで使用できる」ものとしてご理解ください。
12	導入関連	国として、クラウド型被災者支援システムが今後の災害対応事務のスタンダードとなるために、導入を義務付ける、といったような積極的な旗振りをする予定はありますか。	クラウド型被災者支援システムは、各市町村の被災者支援業務の効率化を進めるため構築されたものですが、本システムの導入を義務付ける予定はありません。内閣府としては、平時から復旧期に至るまでの各災害フェーズを網羅的にカバーしている本システムの導入を推奨しておりますが、各市町村ごとの予算や人手等の状況に合わせて、他のシステムとの連携も含めて、最適なものを選択いただければと考えています。
13	導入関連	被災者支援システムについては、様々なシステムを民間各社が提供しておりますが、内閣府主催ということで、国として標準システムにするという方針になるのでしょうか。特にコンビニ交付による罹災証明書の発行は、J-LISのシステムとの連携がなされないと実現がなされません。コンビニ交付については、民間の事業者の被災者支援システムとの連携は検討されていないのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムは、他のシステムともデータ連携できるようにインターフェースを用意しております。このインターフェースを活用することにより、罹災証明書のコンビニ交付を実現することが可能です。
14	導入関連	今回デモンストレーションでご紹介いただいた内容について財政担当や幹部職員へ適切に説明するためにPDFでの資料があると助かります。資料提供では伝わりにくい、実際の画面を見てもらった方が利便性が伝わるという想いでデモを見せていただいたと思いますが、各市町村の防災担当が予算要求の際に財政担当へデモンストレーションでプレゼンを行えるわけではありません。提供をご検討いただきたいです。	主要な機能について、代表的な画面と要点を記載した「クラウド型被災者支援システムの利用画面イメージ」をBOS「ライブラリ」に公開しておりますので、ご活用ください。
15	避難行動要支援者名簿関連	システムに登録した個別避難計画を発災現場の消防職員等と共有する場合、救急車両、救助車両等にも専用PCを配置する必要があるでしょうか。	個別避難計画情報の提供は、災害対策基本法上、発災時に初めて提供されるという仕組みではなく、平時時から、消防機関などの避難支援等関係者に対しては、個別避難計画情報を「提供するものとする」ことが災害対策基本法第49条の15第2項に規定されています。 平時時からの提供は、避難行動要支援者本人の同意がある場合又は条例に特別の定めがある場合に提供することとされているため、平時時から個別避難計画情報が消防機関に提供されていない避難行動要支援者に係る個別避難計画情報は、災害時に災害対策基本法第49条の15第3項に基づき初めて消防機関に提供されることとなります。 災害時に現場の消防職員と個別避難計画情報を共有するに際し、平時時から提供されている避難行動要支援者である場合、救急車両や救助車両にLGWAN回線に接続されたPC等を配置することは必須ではないものと考えられます。 本人の同意等がないため、平時時から個別避難計画情報が提供されていない避難行動要支援者に係る個別避難計画情報である場合には、消防本部や消防署など（※など：派出所、出張所、屯所など）にあるLGWAN回線に接続されたPCから紙やフラッシュメモリ等の媒体を経由することにより現場の消防職員に提供することができるものと考えられます。一方、消防本部や消防署などにLGWAN回線に接続されたPCがない等の場合には、紙媒体を用いることや、救急車両や救助車両等にLGWAN回線に接続されたPCを配置することが必要な場合が想定され得ます。

16	避難行動要支援者名簿関連	本市は住民基本台帳システムと障がい者、生活保護システム等はベンダが異なっています。住民基本台帳データをcsv取り込みした後、別途障がい者等のcsvデータを作成し、上書きして取り込みすることは可能でしょうか。	<p>氏名や住所などの情報を住基システム等から出力したCSVファイル（※）をクラウド型被災者支援システムに取り込んだ後、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める防災業務アプリケーションユニット標準仕様にある避難行動要支援者名簿管理のうち、要配慮者障害者福祉情報メッセージと要配慮者介護保険情報メッセージによって定義されている形式でCSVファイルを既設のシステムから出力いただき、クラウド型被災者支援システムに取り込むことで避難行動要支援者名簿の作成や更新を行うことができます。</p> <p>（※）BOSにて公開されている本システム独自の形式によるもの他、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める防災業務アプリケーションユニット標準仕様にある被災者台帳管理のうち要配慮者住基情報メッセージ及び要配慮者住登外情報メッセージによって定義されている形式</p>
17	避難行動要支援者名簿関連	各種帳票（登録者一覧表、個別避難計画）の様式はカスタマイズできますか。	<p>帳票のレイアウトについては、一定の制限の下でのカスタマイズに対応しています。</p> <p>具体的には、汎用項目の表示・非表示を切り替えられます。また、避難行動要支援者お一人おひとりの個票についてはExcel形式で出力することができるため、出力後に、必要に応じてレイアウトなどを変更することができます。</p> <p>なお、完全にゼロベースでの自由自在なカスタマイズには対応していないこと、念のため、申し添えさせていただきます。</p>
18	避難行動要支援者名簿関連	避難行動要支援者に関する情報を取り込み後、バッチ処理により各種情報（住民基本台帳情報、福祉情報等）の自動更新をかけることは可能ですか。	<p>一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める防災業務アプリケーションユニット標準仕様にある避難行動要支援者名簿管理のうち、要配慮者障害者福祉情報メッセージと要配慮者介護保険情報メッセージによって定義されている形式でCSVファイルを既設のシステムから出力いただき、クラウド型被災者支援システムに取り込むことで避難行動要支援者名簿の作成や更新を行うことができます。</p> <p>避難行動要支援者名簿の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員が事前に確認いただいた後に更新を実行するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、自動更新は行っていません。</p> <p>なお、クラウド型被災者支援システムにおいて、住民記録システム等にある住民基本台帳との連携方法は、下記の2パターンとなります。</p> <p>（パターンA）BCLにある住民基本台帳のバックアップから自動的に取得する （パターンB）住民記録システム等からCSVファイルを取得し、手作業により取込を行う このため、自動連携を必要とされる場合はパターンAによる御導入をご検討ください。</p>
19	避難行動要支援者名簿関連	避難行動要支援者のCSV取り込みが可能とのことですが、この情報は具体的に何になりますでしょうか。住所、氏名、年齢、性別などの基本4情報以外の情報も取り込み可能ですでしょうか。本市では、すでに避難行動要支援者システムを導入しており、対象者を管理していますが、そこに登録されている配慮情報や連絡先なども連携可能ですでしょうか。また、一度取り込んでしまえば、それ以降は、住基連携や福祉システムとの自動連携は可能ですでしょうか。さらに、市内転居などで新たに対象となった人も、自動的に登録されるのでしょうか。	<p>CSVファイルにより避難行動要支援者名簿に取り込むことができる事項の詳細はBOSにある外部インタフェース仕様書の「要支援者名簿データ」をご確認ください。住基4情報をはじめとして、避難支援等を必要とする事由、同居家族、緊急連絡先等の事項を取り込むことができます。</p> <p>既設システムより当該形式のCSVファイルを出力いただくことで本システムの避難行動要支援者名簿として取り込むことができます。</p> <p>また、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める防災業務アプリケーションユニット標準仕様にある避難行動要支援者名簿管理のうち、要配慮者障害者福祉情報メッセージと要配慮者介護保険情報メッセージによって定義されている形式でCSVファイルを既設のシステムから出力いただき、クラウド型被災者支援システムに取り込むことで避難行動要支援者名簿の作成や更新を行うことができます。</p> <p>住民基本台帳の情報（いわゆる住基4情報）に変更があり、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新の必要がある場合の対応方法は下記の2つとなります。</p> <p>①お一人ずつ対応する場合 避難行動要支援者名簿の一覧表示画面や、お一人おひとりの更新画面において氏名・住所・生年月日・性別に相違がある場合には、相違がある旨の表示が行われます。新しい情報を取り込む場合、更新画面に「再取得」ボタンが表示されますので、この「再取得」ボタンを押すと、新しい情報を取り込むことができます。</p> <p>②まとめて対応する場合 「避難行動要支援者名簿作成・更新設定」画面において、氏名・住所・生年月日・性別に相違がある避難行動要支援者を確認できるExcelを出力することができます。このExcelで新旧の氏名・住所・生年月日・性別の内容を確認した上で、新しい情報を取り込む必要がある場合には、まとめて更新することができます。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員が事前に確認するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、自動更新は行っていません。</p>
20	避難行動要支援者名簿関連	住民基本台帳データのcsv取り込みについて説明がありましたが、自動連携は可能ですでしょうか。また、転出などで名簿を削除する機能について説明がありましたが、住民基本台帳データの取り込みをし直した場合は、転出者は自動的に削除、転居の場合は住所の変更など、自動的に反映されますでしょうか。加えて、住民基本台帳データの取り込みをし直した場合、既に作成した支援者名簿、個別避難計画がある場合はどうなりますでしょうか。	<p>住民記録システム等にある住民基本台帳との連携方法は、下記の2パターンとなります。</p> <p>（パターンA）BCLにある住民基本台帳のバックアップから自動的に取得する （パターンB）住民記録システム等からCSVファイルを取得し、手作業により取込を行う このため、自動連携を必要とされる場合はパターンAによる御導入をご検討ください。</p> <p>クラウド型被災者支援システムの内部に取込を行った住民基本台帳に関する情報が更新され、避難行動要支援者に、転居や転出などの異動があった場合には、次のとおり対応することとなります。</p> <p>①お一人ずつ対応する場合 避難行動要支援者名簿の一覧表示画面や、お一人おひとりの更新画面において氏名・住所・生年月日・性別に相違がある場合には、相違がある旨の表示が行われます。新しい情報を取り込む場合、更新画面に「再取得」ボタンが表示されますので、この「再取得」ボタンを押すと、新しい情報を取り込むことができます。</p> <p>②まとめて対応する場合 「避難行動要支援者名簿作成・更新設定」画面において、氏名・住所・生年月日・性別に相違がある避難行動要支援者を確認できるExcelを出力することができます。このExcelで新旧の氏名・住所・生年月日・性別の内容を確認した上で、新しい情報を取り込む必要がある場合には、まとめて更新することができます。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員が事前に確認するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、自動更新は行っていません。</p> <p>また、避難行動要支援者要支援者の情報に異動があり、本システムの上で更新を行った場合、システム内に記録されている避難行動要支援者名簿と個別避難計画のいずれの側から更新を行っても、双方とも更新が行われ、情報の整合性が図られる設計となっていますので御安心ください。</p>
21	避難行動要支援者名簿関連	避難行動要支援者名簿データ（CSV）を取り込む際のヘッダ項目は指定されていますでしょうか。	お見込みの通り、避難行動要支援者名簿データのCSVファイルのヘッダ項目は指定となります。詳細はBOSにある外部インタフェース仕様書の「要支援者名簿データ」をご確認ください。

22	個別避難計画関連	原子力災害に係る個別避難計画を作成する機能はありますか。また追加はできますか。	<p>災害対策基本法で規定される個別避難計画は、原子力災害特別措置法の規定に基づき読み替えを行うことにより、原子力災害に対しても適用されます。</p> <p>原子力災害に係る個別避難計画は、内閣府原子力防災担当が担当しています。</p> <p>原子力災害への対応が必要と考える市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参照するとともに、内閣府原子力防災担当の通知「原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点」（令和3年6月25日付け府政原防第636号）に基づき対応することとなります。</p> <p>この通知では、各市町村においては、原子力災害に係る個別避難計画について地域防災計画等に必要な定めを行い、様式に記載すべき事項等を検討した上で、個別避難計画の作成に取り組むこととされています。</p> <p>また、原子力災害と原子力災害以外の災害（以下「一般災害」という。）対応に係る個別避難計画は、それぞれの計画の作成が求められていますが、一般災害の特記事項として、原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考えられるとしています。</p> <p>（参考）特記事項への原子力災害に係る追記事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に当たっての一次集合場所 ・避難先市町村名 など <p>クラウド型被災者支援システムでは、これらの事項について、汎用項目として記載することが可能とされていますので、この意味において原子力災害に係る個別避難計画を作成する機能はあります。</p>
23	個別避難計画関連	優先順位が把握できるとのことですが、ハザード情報はどこから引っ張ってくるのでしょうか。自動連携でしょうか。	<p>水防法第15条第3項の規定に基づき、洪水浸水想定区域を含む市町村は、洪水ハザードマップを作成し、各世帯に提供することとされています。土砂災害など他の種類の災害についても根拠となる法令は異なりますが、ほぼ同様の仕組みとなっています。このため、今回、御質問をいただいた防災安全課様にハザード情報がない場合、おたずねのハザード情報は、ハザードマップの御担当者様が把握しているものと考えられます。</p> <p>ハザードマップは市町村で作成及び公開されているものをGeoJSON形式ファイル（RFC 7946）としてご用意頂くことで、本システムに読み込むことができます。</p> <p>GeoJSON形式ファイルは市町村がハザードマップに関する印刷物やホームページ掲載などをGIS事業者等から調達された際の納品物として求めることができるものと思料します。</p> <p>また、ハザードマップは、shape形式ファイルで納品される場合もありますが、比較的容易な方法で、shape形式ファイルをGeoJSON形式ファイルに変換することができます。</p> <p>本システムへの読み込みは市町村のご担当職員が操作可能な画面を備えています。</p>
24	個別避難計画関連	部屋の間取り図はデジタル化できないでしょうか。避難経路も地図上に表示できないのでしょうか。	<p>本システムにおいて、直接、間取り図をデジタル化する機能や、避難経路を地図上に表示する機能は備えていません。</p> <p>一方、間取り図や避難経路等を個別避難計画の一部とするため、ファイルとして読み込み、記録する機能を備えています。</p>
25	個別避難計画関連	個別避難計画に掲載する地図情報に避難行動要支援者の自宅から避難所までの避難経路を掲載する予定です。ご案内して頂いたシステムの地図情報上に、避難経路を編集することは可能でしょうか。また、印刷した地図情報を掲載した、個別避難計画を配布することは可能でしょうか。	<p>本システムにおいて、直接、避難経路を編集する機能は備えていません。</p> <p>一方、避難経路等を個別避難計画の一部とするため、ファイルとして読み込み、記録する機能を備えていることから、間取り図や避難計画等を画像ファイルを用いて記録した場合、個別避難計画の個票に印刷することができます。</p>
26	個別避難計画関連	協定締結先やケアマネジャーが計画を更新することは可能でしょうか。市に紙で計画が提出された場合、市がシステムに入力して更新するのでしょうか。また、最新の計画をオンライン上で支援者が見ることはできますでしょうか。	<p>協定締結先やケアマネジャーによる個別避難計画の更新や避難支援等関係者への個別避難計画の提供は制度の運用としては可能なものですが、クラウド型被災者支援システムでは下記の点にご留意頂く必要があります。</p> <p>①クラウド型被災者支援システムはLGWAN環境で動作しているため、当該環境を協定締結先やケアマネジャーが利用できるような情報セキュリティ上の整理を貴市にて実施いただくことが必要となる場合があります。（情報セキュリティポリシーの見直しや改正が必要となる場合が考えられます。）</p> <p>②クラウド型被災者支援システムはサブシステム、画面ごとの機能制限を行うことによって、協定締結先やケアマネジャーに払い出すログインIDについて避難行動要支援者関連システム以外のサブシステムを利用できないよう設定することができます。ただし、避難行動要支援者関連システム内の画面では協定締結先やケアマネジャーが担当されている避難行動要支援者以外の情報についても閲覧と編集ができてしまうため、災害対策基本法に基づき提供する名簿情報や個別避難計画情報の範囲、また、業務の範囲などに関して、当該協定の内容の整理が必要となる場合が考えられます。</p>
27	個別避難計画関連	個別避難計画作成後、転入・転出・死亡等があった場合のメンテナンスは、システムでどのように取り扱われているのでしょうか。	<p>避難行動要支援者の転出・死亡等により住民基本台帳にある住民票が削除された場合、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の一覧画面や個票画面において氏名の横に「連携なし」という表示がされます。</p> <p>「連携なし」と表示された場合、ご担当職員に内容をご確認頂き、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について対応を行っていただくことになります。検索画面において、住民基本台帳にある住民票と差異（転居、性別の変更等）がある者や削除された者を指定して照会することもできます。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員が事前に確認するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、自動更新は行っておりません。</p>
28	避難所関連	内閣府に避難所データベースがあるように思いますが、市町村が個別に再入力する必要がありますでしょうか。	<p>避難所関連システムは、市町村における避難所の指定（災害対策基本法四十九条の七）や避難所における生活環境の整備（災害対策基本法八十六条の六）等に関する事務を効率化するものとなります。避難所に関する情報の入力には市町村にて実施頂くこととなります。</p>
29	避難所関連	各都道府県が防災情報システムを導入していますが、そのシステムとは連携しないのでしょうか。（例えば、災害名、避難者、避難所開設情報などについて。）	<p>避難所関連システムで記録した避難所状況について、都道府県が個別に整備する防災情報システム等に避難所の開設状況や避難者数等の情報を連携するための機能を備えています。ただし、情報の連携を行うには、都道府県側の防災情報システム等による対応が必要となります。</p>
30	避難所関連	避難所でマイナンバーカードがない人の対応として、対象者の検索が可能とのことですが、避難所システムは住基と連携しているということなのでしょうか。それとも、あくまでも最初に入力された避難所情報の変更を行う場合に、避難所リストの中から検索ができるということなのでしょうか。また、入力した情報をCSV出力して本庁に送れるということですが、逆にいうと、CSV出力と本庁でのCSV取り込みをしなければ連携できないということでしょうか。クラウド型ということであれば、リアルタイム連携が可能なのかと思ったのですがいかがでしょうか。	<p>避難所入退管理アプリはLGWANが敷設されていない避難所でもご利用いただけるよう、スタンドアロンで動作するアプリケーションとしてご用意しております。</p> <p>このため、避難所入退管理アプリにはリアルタイムに住民の情報は取り込まれておりません。避難所入退管理アプリで避難者（住民）の検索を行う場合、予め「避難者候補名簿」（CSVファイル）を取り込んで頂くこととなります。「避難者候補名簿」はクラウド型被災者支援システムから町名、丁目等を指定して出力することができます。</p>

31	避難所関連	<p>当市では、住民情報等を参照できる基幹系、各種業務情報を参照するLGWAN系とで利用できるネットワークを分けており、基幹系とLGWAN系ではそれぞれ利用できるPCを分けています。この場合、クラウド型被災者支援システムを利用するには、専用のPCが基幹系、LGWAN系に追加でもう1つ要する（全て使用する場合、職員は1人で3台のPCを使用）こととなりますでしょうか。</p> <p>また、この場合、発災時において、職員は避難所に専用PCを持ち込んで開設状況や避難状況を更新すると考えられますが、避難所の数だけPCを準備すること、職員としても発災時に慣れないシステムを扱うことでの混乱が発生しないかが気になるところです。専用PCが必要か、および上記のような発災時のPC台数や人員への負担を軽減する運用方法があれば、ご教示ください。</p>	<p>新たに端末をご用意いただく、既存のLGWAN端末をご利用いただく形で問題ございません。但し、本システムをご利用いただく上での推奨スペックを満たす必要はあります。</p> <p>避難所での業務につきましては、避難所入退管理アプリというソフトウェアをインストールしていただきます。こちらはスタンドアロンで動作いたしますので、LGWAN系である必要はございません。</p> <p>BOSにて上記の避難所入退管理アプリを含む本システムの操作マニュアルを公開しておりますので、避難所の端末に事前にマニュアルをダウンロードしていただく等の対応が可能です。</p> <p>合わせて推奨スペックについてもご確認ください。</p> <p>PCの台数を節約する方法として、普段LGWANに接続しているPCを避難所に持ち込み、スタンドアロンで避難所入退管理アプリを使用して避難所名簿を作成した後、帰庁後にLGWANに接続して避難者名簿をクラウド型被災者支援システムに取り込むような使用方法が考えられます。</p> <p>なお、実際の使用にあたっては、貴市の情報セキュリティに関する規則等と整理を行った上でご検討ください。</p>
32	避難所関連	<p>避難所関連のメニューは必ず使用しなければならないものなのでしょうか。既に避難所に関するシステムがある場合の連携はCSVファイルを連携しなければならないのでしょうか。</p>	<p>避難所関連システムに限らず、本システムの機能について必ず使用することを求めているものはございません。市町村の運用の実態に合わせてご利用ください。</p>
33	避難所関連	<p>システムで災害名を入力とのことですが、被災者支援が必要な災害が発生した場合、国の方で災害名を決定したりしないのでしょうか。</p>	<p>クラウド型被災者支援システムの災害名称は災害別に情報を記録するために便宜上設定するものとなり、制度において厳密に命名を定められているものではありません。</p> <p>また、災害発生時においては市町村が避難所開設などの対応を最初に行うこととなりますが、この段階では国において災害の名称や呼称を定めていない場合が多いものと考えられるため、まずは、市町村で登録いただく、という運用を想定しています。</p> <p>その後、国が災害の名称や呼称を発表した以降、災害名称を変更することはできます。</p>
34	避難所関連	<p>避難所に入所するのに、なぜパスワードが必要なのでしょうか。かざすだけで出来ないのでしょうか。</p>	<p>マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いているため、マイナンバーカードそのもののルールにより、パスワードの入力が必須となっております。</p>
35	罹災証明書等の申請/コンビニ交付関連	<p>戸籍の証明書のコンビニ交付を実現する予定はありますでしょうか。</p>	<p>BCLでは現時点で予定はございません。</p>
36	罹災証明書等の申請/コンビニ交付関連	<p>クラウド型被災者支援システムを「パターンB」で導入検討しています。システムの外部インターフェース仕様書に記載されている「外字」項目にフラグを設定している場合と設定していない場合のシステムの挙動について御教授ください。</p>	<p>クラウド型被災者支援システムでは、外字の場合、外字フラグにチェックが入り、画面上では「★」で表示されますが、罹災証明書などの証明書を窓口から発行しようとしてもPDF出力はできません。また、罹災証明書や被災証明書はコンビニ交付した場合も、同定候補がなく、★を設定した文字が存在する場合、コンビニ交付できません。</p>
37	罹災証明書等の申請/コンビニ交付関連	<p>証明発行サーバを基幹システム提供ベンダに民間委託している場合は、当該ベンダの証明発行サーバを用いた罹災証明書のコンビニ交付ができないという理解でよろしいでしょうか。また、コンビニ交付ができない場合、証明書ごとに別々の証明発行サーバを構築することは自治体側の管理負担がそれぞれ生じることから好ましくないと考えます。そのため、民間委託している証明発行サーバからも罹災証明書のコンビニ交付が可能となるようJ-LIS側のインターフェース等を開放する等をすべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>現在の方針としての運用はご認識のとおり、罹災証明書等のコンビニ交付は既存の証明発行サーバーではなくBCL上の証明発行サーバーを用いることを前提とさせていただいております。</p> <p>ご要望の件については今後の検討課題として管理させていただきます。</p>
38	罹災証明書等の申請/コンビニ交付関連	<p>電子申請は申請情報優先とする機能があるため、住登外住民だけでなく、転出者に対しても罹災証明書の交付は可能でしょうか。また住民票等のコンビニ交付は転出した場合は交付不可と存じますが、罹災証明も同様の理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お尋ねの「転出者」は、発災当時は当該市町村に居住実態及び住民票があり、その後市町村外に居住を移したという認識でしょうか。この場合であれば、住民基本台帳等を基に作成する被災者台帳は、発災時に時点を固定しますのでコンビニ交付も可能となります。</p> <p>なお、発災時の住民基本台帳等に住民記録がない方（住登外者）についても、被災者台帳の作成と利用者証明用電子証明書の記録によってコンビニ交付ができることとなっております。</p>
39	罹災証明書等の申請/コンビニ交付関連	<p>罹災証明書等の発行について、デモンストレーションでは、申請を受けてから被害認定後コンビニ交付までの説明でしたが、罹災証明書等の「交付」はコンビニで被災者が受けられるとしても、罹災証明書等発行の「申請」についてはコンビニ等オンラインでなく、紙面等での申請行為が必要となるのでしょうか。</p>	<p>コンビニ交付につきましては、マイナポータルを用いた電子申請により受理した申請も可能となります。</p> <p>なお、紙による申請の場合は、受理の際にマイナンバーカードを用いて、マイナンバーカードに記録してある「利用者用電子証明書（40桁のシリアルコード）」を登録する必要があります。</p>
40	各種支援制度関連	<p>説明会では触れていませんでしたが、災害救助法に基づく各種支援についても取り込み、入力、進捗管理は可能ということでしょうか。</p>	<p>今回の説明会にてご案内した電子申請機能を含む各種支援制度関連の機能は、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を対象としております。</p> <p>災害救助法関連の手続きにつきましては、被災者台帳において世帯ごとに「その他の支援認定情報」の大項目を設けており、「生活必須品の給付」、「学用品現物支給」、「衣料の給付」、「食料の給付」、「住宅の応急修理」、「公営住宅等入居」のチェックボックスによって支援の有無の管理が可能となっております。</p> <p>また、その他の項目については、任意の項目の追加ができるユーザー定義台帳上に災害救助法の救助項目を追加いただくことで、管理が可能となっております。</p>
41	被害認定調査関連	<p>被害認定調査の追加機能は予定していないとありましたが、他の被害認定調査システムとの連携など新たな動きはありますか。</p>	<p>現在の仕様において、すでに民間の被害認定調査システムとの連携機能は設けております。</p> <p>クラウド型被災者支援システム単独での被害認定調査機能などの追加実装は予定しておりません。</p>
42	被害認定調査関連	<p>被災者支援において、罹災証明書の迅速な交付は重要であると考えますが、罹災証明書の発行において、最も時間がかかると想定されるのは、被害認定調査だと認識しております。本システムでは、被害認定調査は手動にて行うこととなりますが、その点はどのようにお考えになられていますでしょうか。本システムに付帯しての調査システムの提供などは考えておりませんかでしょうか。</p>	<p>被害認定調査機能については、すでに民間事業者などが提供しているシステムの活用が進んでいることから、クラウド型被災者支援システムでは、それらのシステムとの連携を可能とする仕様としています。</p>
43	被害認定調査関連	<p>クラウドで構築されており、インターネットがあればどこからでもアクセスできることを強調されておりましたが、住家認定調査をタブレット端末等を使って現地でも入力できるようにならないのでしょうか。</p>	<p>クラウド型被災者支援システムはLGWAN-ASPで提供されているためインターネットから直接使用することはできませんが、インターネットを介したクラウド型被災者支援システムの利用方法として、例えば、「自治体テレワークシステム for LGWAN」などを使用することで、任意のタブレットなどで接続するなどの構成が考えられます。</p> <p>なお、実際の使用にあたっては、市町村の情報セキュリティに関する規則等と整理を行った上でご検討ください。</p>
44	被災者台帳関連	<p>復旧期の各種被災者支援手続きにおいて、災害援護資金等の貸付金返還納入状況、交渉状況を入力し管理することは可能でしょうか。</p>	<p>災害援護資金については、ステータスを用いた進捗管理の機能がございます。ステータスには、「手続中」、「貸付承認」、「貸付不承認」、「償還完了」、「一部繰上償還」、「一時償還」、「償還免除承認」、「償還免除不承認」、「償還支払猶予承認」、「違約金支払免除承認」、「違約金支払免除不承認」、「返還手続中」、「返還完了」、「返還不能」、「返還取消手続中」、「返還取消」をご用意しております。</p> <p>また、災害援護資金特有の貸付情報として、貸付区分（住居の全壊等の要件の該当理由）、貸付額、貸付日の登録が可能です。</p> <p>一方、ご照会いただきました貸付金返還納入状況（残高管理）や交渉状況の管理等の債権管理機能については、実装がございませんので、本システム外で管理を行っていただくこととなります。</p>
45	その他	<p>住基情報（住民情報）はクラウド型被災者支援システムと自動連携しますか。</p>	<p>契約パターンAの場合、夜間処理にて住基情報は自動で更新されます。</p> <p>契約パターンBの場合、自動連携機能はございません。団体様で住基情報を基にCSVファイルを作成いただき、システムに手動でアップロードいただくことで更新されます。</p>
46	その他	<p>被災者支援システムへの被災者の登録は、罹災申請（罹災証明書の申請）と避難所への避難者名簿、どちらが先になりますでしょうか。その想定はいかがでしょうか。</p>	<p>罹災申請（罹災証明書の申請）と避難者名簿への記録は、どちらが先でも対応可能です。また、制度としてもどちらが先着すべきという定めはございません。</p>

47	その他	住基台帳と手動連携のパターンで導入した場合、平常時に取り込んだ住基台帳をもとに個別避難計画などを作成しますが、発災時に被災者台帳を作成するため発災時点の住基台帳を取り込んだ場合、平常時の住基台帳（過去のデータ）で作成した個別避難計画などは、発災時の住基情報（現在）にしっかり紐づけされるという理解でよろしいでしょうか。	住民記録システム等からクラウド型被災者支援システムに取り込んだ氏名・住所・生年月日・性別（いわゆる住基4情報）と、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記録されている氏名・住所・生年月日・性別の間に相違がある避難行動要支援者を「避難行動要支援者名簿 検索」画面から検索することができます。 住基4情報と相違があり、更新の必要がある場合の対応方法は下記の2つとなります。 ①避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の一覧表示画面や、お一人おひとりの更新画面において氏名・住所・生年月日・性別に相違がある旨の表示が行われるとともに、更新画面では「再取得」ボタンが表示されます。「再取得」ボタンを押すと、新しい情報を取り込むことができます。 ②「避難行動要支援者名簿作成・更新設定」画面において、氏名・住所・生年月日・性別に相違がある避難行動要支援者を確認できるExcelを出力することができ、新旧の氏名・住所・生年月日・性別の内容を確認した後、まとめて更新することができます。 なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員の事前のご確認をいただくことを推奨しているため、自動更新は行っておりません。
48	その他	都道府県が市町村の情報、システムにアクセスすることはできますでしょうか。その場合、都道府県も契約が必要でしょうか。また、個人情報の管理について予め措置しておく必要等ございますでしょうか。	都道府県の職員として市町村所状況を把握するための利用は出来ませんが、個人情報の取り扱いの整理を行った上で応援職員として使用いただくことは可能です。
49	その他	すでに自治体から申し込みがあったとのことですが、運用を開始している自治体はありますか。	システムが運用開始可能な状態になっているお客様は現在14団体ございますが、実際に災害時に対する運用については各団体様にお任せしております。
50	その他	東日本大震災の被災地域である本市では、現在「生活再建支援管理システム」というシステムを導入し、運用しております。現在、当該システムでは、災害援護資金の残高管理や入金消込、督促等の債権管理情報を一括管理しております。被災者支援システムには当該システム同様の災害援護資金の債権管理機能は付属されていますでしょうか。また、債権管理機能がない場合、災害援護資金の債権管理についてはどのような対応方法を考えられておりますでしょうか。	災害援護資金については、被災者生活再建支援金同様、ステータスにて進捗管理を行うことが出来ます。ステータスには、「手続中」、「貸付承認」、「貸付不承認」、「償還完了」、「一部繰上償還」、「一時償還」、「償還免除承認」、「償還免除不承認」、「償還支払猶予承認」、「違約金支払免除承認」、「違約金支払免除不承認」、「返還手続中」、「返還完了」、「返還不能」、「返還取消手続中」、「返還取消」をご用意しております。災害援護資金特有の貸付情報として、貸付区分（住居の全壊等の要件の該当理由）、貸付額、貸付日の登録が可能です。一方、残高管理や督促等の債権管理機能については、実装がございませんので、本システム外で管理（現在使用されている生活再建支援管理システムとの併用等）を行っていただくこととなります。
51	その他	令和7年度以降、標準システムとの連携はどのようになる想定でしょうか。現在までに公開されているBCL上の連携APサーバを用いる方法やCSVファイルを用いて住民情報を連携させる方法に変更はないのでしょうか。	本システムと標準化等の対応につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
52	その他	「外字」項目のフラグ設定がなくシステムを運用した場合、「外字」の氏名の利用者が罹災証明書のコンビニ交付サービスを利用した際には発行される罹災証明書の氏名欄に空欄が生じてしまうという認識でよいでしょうか。その場合は、公的書類として不備があると思いますが、いかがでしょうか。	クラウド型被災者支援システムでは、文字フォントはIPAmj明朝になります。ご利用のフォントがIPAmj明朝ではない場合、IPAmj明朝に対応した同定作業が必要となります。「外字」をかな表記として同システムに取り込むかについては、団体様のご判断にお任せいたします。外字項目の連携等につきましては、今のところ未定です。
53	その他	税や保険料等の減免措置をするために、住家被害認定調査の結果のみを参照し、手続き状況をシステム上のどこかに記録しておくような運用は可能でしょうか。	住家被害の判定結果は、被災者台帳及び被災住家等台帳に項目として用意していますので、それぞれをCSV出力することにより確認が可能となります。なお、被災者台帳の管理項目には「減免の実施状況」を管理する項目があり、税や保険料等の減免実施の有無をチェックボックスで管理することができることとなります。
54	その他	平時から都道府県下避難所全体の管理、把握を行うことはできますでしょうか。特定の情報の抽出や、登録など、一元的に管理できると理想的です。その場合の契約、費用等についても教えてください。	本システムから各市町村が避難所情報を出力し、都道府県で取りまとめるといった運用は可能ですが、都道府県で導入・契約等の想定はしておりません。
55	その他	避難所の状況など、既に国に報告するために都道府県下でシステム化されているものもある中で、同内容を整合性を保ちながら複数のシステムに記入することは非効率であると考えます。本システムでの入力を以て、都道府県や国への各種報告と兼ねられる仕組みにしたいだけではないでしょうか。	避難所関連システムで記録した避難所状況について、都道府県が個別に整備する防災情報システム等に避難所の開設状況や避難者数等の情報を連携するための機能を備えています。ただし、情報の連携を行うには、都道府県側の防災情報システム等による対応が必要となります。
56	その他	クラウドということでデータが安全に保管されるような説明でしたが、具体的にどこのクラウドサービスを使ったシステムなのでしょうか。	ECL及びMicrosoft Azureです。
57	その他	自治体はそれぞれの住基システムベンダーを利用し、それぞれが「外字」を持っていると思いますが、住基データの文字フォントがIPAmj明朝を使用していない場合やフォントのデザイン差については、自治体ごとにIPAmj明朝に対応した同定作業を実施する必要がありますでしょうか。加えて、MJ+が導入されるまでの間は「外字」をかな表記として、同システムへ取り込み、「外字」を氏名を含む方へは罹災証明書のコンビニ交付サービスを利用できない旨の周知をする必要がありますでしょうか。また、パターンAで同システムを導入した場合についても、既存住基システムの文字フォントがIPAmj明朝と異なることがありうるが、「外字」項目について、自治体情報システムの標準化・共通化までは、J-LISが「外字」項目の連携を行う等の措置は行わないのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムでは、文字フォントはIPAmj明朝になります。ご利用のフォントがIPAmj明朝ではない場合、IPAmj明朝に対応した同定作業が必要となります。「外字」をかな表記として同システムに取り込むかについては、団体様のご判断にお任せいたします。外字項目の連携等につきましては、今のところ未定です。また、外字を含む方へのコンビニ交付サービスがご利用できない旨の周知も必要です。
58	その他	現在、クラウド版ではないJ-LISの被災者支援システムを運用し、罹災証明書の発行をすることとしていますが、当該システムのサポート（法令改正等に伴う更新など）は今後も継続するのでしょうか。それとも、クラウド版を出したことで、今後、現在使用している被災者支援システムは使用できなくなるのでしょうか。	現在ご利用中の被災者支援システムにつきましても、サポートは当面継続する予定です。
59	その他	物資調達・輸送調整等支援システムとの連携はなされているのでしょうか。発災時、被災者、避難者情報と連動させたプッシュ型の物資配送や、広域避難が発生した場合の物資の振り分けなどが有機的に自動で実施できるとオペレーションが効率化します。	発災時の物資支援をより効率化するため、クラウド型被災者支援システムについて、内閣府が自治体向けに提供する物資調達・輸送調整等支援システムとの連携の検討を進めているところです。
60	その他	本システムの導入にあたって、災害時における自治体の最たる不安は、システムバックアップ体制であると考えます。一部の民間被災者支援システムの提供業者では、災害時におけるサポートデスクの現地派遣及び被災者支援業務のバックアップ人員の派遣がされており、サポートデスクの現地派遣を含めた確実なバックアップ体制を本システムの導入にあたって確約できるのでしょうか。	サポートについてはサポートデスクの派遣ではなく、緊急連絡先のアドレスにおけるメールでのやり取り及び、業務運用システム（BOS）にてオンラインでサポートさせていただきます。また、BOSには各業務に対してどのマニュアルを参照すればよいかのマニュアルガイドも掲載されていますのでご活用ください。